

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成29年5月19日付け答申第129号)

## 1 事案の概要

### H27.12.16 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」）

熊本県知事（実施機関）の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け（答申第117号））において、実施機関は農家に関する記載について、「従来から他の訴訟においても使用」というものであった。

- ① 本件上告審において、熊本県知事らは「農家」及び「魚介類の喫食頻度の2日に1回程度」を理由として、「水俣病の発症を招くようなメチル水銀曝露があったことを認めるに足りる根拠となるものではない。」とした。熊本県が当該曝露を否定する医学的資料が知りたい。（以下「本件開示請求1」）
- ② ①に関する調査記録。（以下「本件開示請求2」）
- ③ 当該資料を、県が被告とする訴訟で最初に使用したさいの議事録・協議録。
- ④ なぜ県は、当該資料を従来から使用しなかったのか。このことに至る経緯の議事録・協議録。
- ⑤ 「他の訴訟」とは、どの訴訟なのか。

### H28.1.26 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求1及び本件開示請求2について、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」）

### H28.2.27 異議申立人

本件不開示決定を不服とし、異議申立て

### H28.3.8 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第173号）

## 2 当事者の主張の趣旨

### (1) 異議申立人

- ・実施機関は答申第117号において、農業記載に関する説明として、「当該情報は、実施機関が本件訴訟において裁判所に提出した上告受理申立て理由書に記載し、その根拠となる資料の存在を公にしており」としていることから、実施機関は本件開示請求1及び2に関する行政文書を速やかに開示することを求める。
- ・実施機関が異議申立人の本件開示請求1及び2を開示すべきところを当該処分とすることは、〇〇氏及び〇〇氏ばかりか全ての水俣病被害者に対する情報隠しであり、〇〇氏及び請求人の知る権利を不当に害するものである。
- ・汚染された魚介類が採取され、流通したときに、メチル水銀の曝露量を把握するための調査を怠ってきたのは国及び熊本県であることから、同知事らが当該理由書に

において主張している内容は、科学的・医学的根拠に欠けたものであるばかりか、〇〇家を侮辱したものであるもので、同知事らの不当な上告を問いたすためにも、実施機関は本件開示請求1及び2に関する行政文書を速やかに開示することを、強く求める。

(2) 実施機関

- ・本件開示請求1及び2に係る行政文書については、条例第7条第2号に該当し、個人に関する情報であって、文書名を明らかにすることは、個人に関する不開示情報を開示することになるため、文書名も明らかにしない不開示と決定した。

### **3 審査会の判断**

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

当該文書には、特定個人のメチル水銀の曝露歴を示す資料と考えられる内容が記載されており、また調査記録とも考えられる内容であることから、実施機関が、本件開示請求1及び2に対して同一文書を特定したことは、首肯できるものである。

また、当該文書は、当審査会における諮問第157号に対する答申第121号の行政文書と同一の行政文書であり、当該答申でも既に判断しているように、当該文書には個人の心身に関する状況等が記載されており、当該文書名を含め、その全体が特定個人に関する情報である。

(3) 付帯意見

本件開示請求は、近接した過去に同一人物から類似の請求があっているが、実施機関は前回請求とどのように違うのか、あるいは同じ文書を請求しているのか等について確認を行わず、結果として前回と同一の文書を特定し、不開示決定を行っている。今後、実施機関には、情報公開制度の趣旨を踏まえ、可能な範囲で行政文書の特定に資する情報を提供する等適切な説明を行い、請求の趣旨をより明確に酌んだうえで文書の特定を行うことを望むものである。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成28年3月8日（諮問第173号）
答申日	： 平成29年5月19日（答申第129号）
事案名	： 水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載事項に係る「根拠資料」及び「調査記録」の不開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）に係る上告受理申立て理由書の記載事項に係る医学的資料等について、平成28年1月26日に行った不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

1 平成27年12月16日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

熊本県知事（実施機関）の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け（答申第117号））において、実施機関は農家に関する記載について、「従来から他の訴訟においても使用」というものであった。

① 本件上告審において、熊本県知事らは「農家」及び「魚介類の喫食頻度の2日に1回程度」を理由として、「水俣病の発症を招くようなメチル水銀曝露があったことを認めるに足りる根拠となるものではない。」とした。熊本県が当該曝露を否定する医学的資料が知りたい。（以下「本件開示請求1」という。）

② ①に関する調査記録。（以下「本件開示請求2」という。）

③ 当該資料を、県が被告とする訴訟で最初に使用したさいの議事録・協議録。

④ なぜ県は、当該資料を従来から使用しなければならなかったのか。このことに至る経緯の議事録・協議録。

⑤ 「他の訴訟」とは、どの訴訟なのか。

2 平成28年1月26日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求1及び本件開示請求2について、条例第7条第2号に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。（※③から⑤については諮問第174号答申第130号参照）

3 平成28年2月27日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法

律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成28年3月8日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 熊本県知事(実施機関)の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申(平成27年2月6日付け答申第117号)において、実施機関は農業記載に関する説明として、「当該情報は、実施機関が本件訴訟において裁判所に提出した上告受理申立て理由書に記載し、その根拠となる資料の存在を公にしており」としていることから、実施機関は本件開示請求1及び本件開示請求2に関する行政文書を速やかに開示することを求める。

しかも、当該記載は同知事らが〇〇氏を「ニセ患者」と見なすものであったことから、実施機関は異議申立人の本件開示請求1及び本件開示請求2を開示すべきところを当該処分とすることは、実施機関が〇〇氏及び〇〇氏ばかりか全ての水俣病被害者に対する情報隠しであり、〇〇氏及び請求人の知る権利を不当に害するものである。

(2) 汚染された魚介類が採取され、流通した当時に、メチル水銀の曝露量を把握するための調査を怠ってきたのは国及び熊本県であることから、同知事らが当該理由書において主張している内容は、科学的・医学的根拠に欠けたものであるばかりか、〇〇家を侮辱したものであるもので、そこで同知事らの不当な上告を問いただすためにも、実施機関は、本件開示請求に対する不開示理由とせずに、本件開示請求1及び本件開示請求2に関する行政文書を速やかに開示することを、異議申立人は強く求める。

(3) 〇〇訴訟控訴審判決をもって、〇〇訴訟の検証を行う者としては、本件開示請求1及び本件開示請求2に関する行政文書は欠かせないものなので、実施機関は、本件不開示理由とせずに、当該行政文書を速やかに開示することを、異議申立人は強く求める。

(4) 以上のとおり、実施機関の不開示決定は不当な処分であることから、異議申立人は当該処分の取り消しを求めたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求1及び本件開示請求2に係る行政文書については、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当することから、個人に関する情報であつて、文書名を明らかにすることは、個人に関する不開示情報を開示することになるため、文書名も明らかにしない不開示と決定した。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 行政文書の特定について

実施機関は、本件開示請求1及び本件開示請求2に対し、同一の文書を特定し、本件不開示決定を行っているが、本件開示請求1の医学的資料とは、特定個人の調査記録ではなく、メチル水銀曝露に関する客観的な評価基準のような資料を指しているとも考えられるため、当審査会は、なぜ同一の文書を特定したのか、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

(1) 本件開示請求は、本審査会への諮問第158号に対する答申第117号の一部を引用して請求がなされており、また異議申立人は医学的資料を「従来から他の訴訟で使用した」（第2-1-③④参照）としているため、本件開示請求1は、ある特定個人のメチル水銀の曝露歴を示す資料を指していると判断し、今回の調査記録を特定した。

(2) 本件開示請求2については、本件開示請求1の調査記録に付随する記録や資料を指している可能性を考慮して文書を検索したが、結果的に、調査記録は今回特定した文書しかなかったため、同一の文書を特定した。

そこで、当審査会において特定文書を見分したが、当該文書には、確かにある特定個人のメチル水銀の曝露歴を示す資料と考えられる内容が記載されており、また調査記録とも考えられる内容であることから、実施機関が、本件開示請求1及び本件開示請求2に対して同一文書を特定したことは、首肯できるものである。

##### 2 本件不開示決定の妥当性について

当審査会で特定文書を見分したところ、当該文書は、当審査会における諮問第157号に対する答申第121号の行政文書と同一の行政文書であり、当該答申でも既に判断しているように、当該文書には、個人の心身に関する状況等が記載されており、当該文書名を含め、その全体が特定個人に関する情報であることが認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求1及び本件開示請求2に係る文書について、条例第7条第2号に該当するとして、文書名も含めて不開

示決定を行ったことは、妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付帯意見

本件開示請求は、近接した過去に同一人物から類似の請求があっているが、実施機関は前回請求とどのように違うのか、あるいは同じ文書を請求しているのか等について確認を行わず、結果として前回と同一の文書を特定し、不開示決定を行っている。今後、実施機関には、情報公開制度の趣旨を踏まえ、可能な範囲で行政文書の特定に資する情報を提供する等適切な説明を行い、請求の趣旨をより明確に酌んだうえで文書の特定を行うことを望むものである。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	原島	良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂
委	員	末松 恵美

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 3月 8日	・ 諮問（第173号）
平成28年 5月18日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 7月 1日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 1月18日	・ 審議
平成29年 2月15日	・ 審議
平成29年 3月15日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成29年 4月18日	・ 審議